

和光市個人情報保護審議会

会長 石井 彰 様

和光市長 松本 武洋



和光市災害時要援護者登録事務にかかる個人情報の外部提供について（諮問）

日頃、個人情報保護行政にご協力、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、高齢者や障害者、要介護者など（入院又は入所をしている方及び家族等の支援を受けられる方を除く）、災害時の避難等に支援を要する方に対し、本人の希望に基づき支援する体制を整備する「和光市災害時要援護者登録制度」の導入を進めております。その際、本人の申出により名簿に登録しますが、本人の登録希望の有無が確認できない方についても、要援護対象者の適切な把握に努めたいと考えております。

つきましては、和光市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、次のとおり諮問しますので、答申くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 登録制度において、登録希望の有無が確認できない要援護対象者について、外部機関に個別訪問による調査協力を要請する際に、対象者の個人情報を当該外部機関に提供することについて。
- (2) (1)について承認いただける場合、和光市個人情報保護条例第10条第2項の規定により、個人情報を提供した事実及びその内容を本人に対して通知することを省略することについて。

2 答申の期限

平成23年3月18日までに答申をいただければ幸いです。

3 備考

本件にかかる詳細は別紙をご参照ください。